

## 第 1 部 計画の概要と米子市の概況



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

### 1 背景

大量生産・大量消費型の社会活動は、私たちの生活を豊かにする一方、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する要因となっています。

このため、本市においても、限りある資源を有効活用することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の構築を目指し、ごみの発生抑制や再資源化によるごみの減量に取り組んできたところです。

従来 of 社会のあり方やライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要があります。

また、近年は、世界的な資源制約の顕在化など、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。低炭素社会との統合の観点にも配慮して、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

### 2 趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、平成18年3月に「米子市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）、平成24年8月に「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）を策定し、ごみの発生抑制による減量や再資源化に取り組んできました。

その結果、一般廃棄物の排出量については、平成19年度から家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性ごみの収集を有料化したことで、第1次基本計画策定時と比較すると大きく減少するなど一定の成果を得ましたが、近年排出量は横ばいの状態であり、第2次基本計画の目標値を達成するのが困難な状況です。

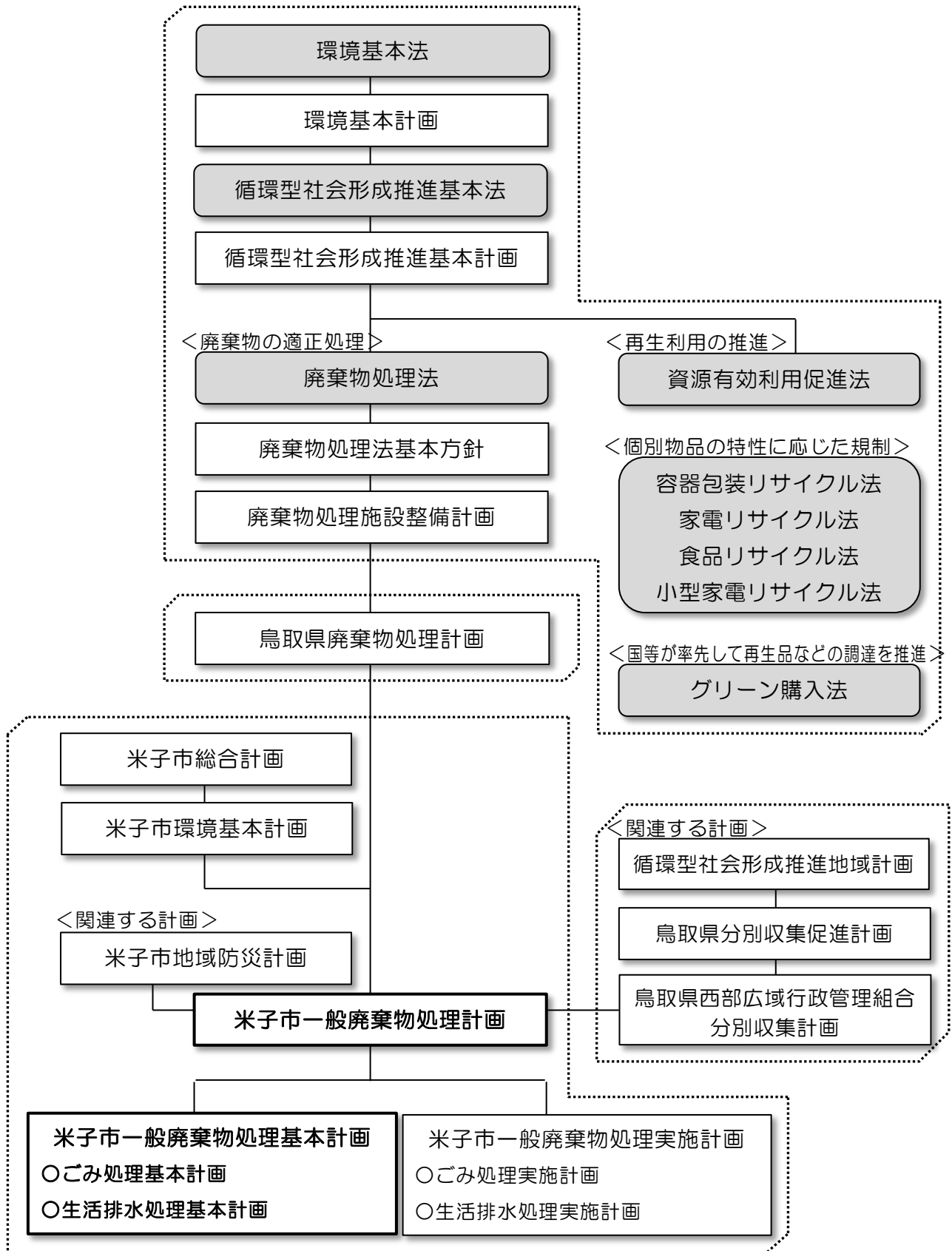
再資源化については、米子市クリーンセンターの溶融スラグの再利用を平成21年度から始めたことにより再資源化率が増加しましたが、その後は横ばいで推移しており、第2次基本計画の目標値を達成するのが困難な状況です。

最終処分率については、溶融スラグの再利用が概ね順調に推移していることから、第2次基本計画の目標値に近い値となっています。

以上のことから、第2次基本計画の施策の取り組み状況や効果を検証し、施策を改善する必要がある、新たな「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 他の計画等との関係



## 2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の全域を対象とします。

## 3 計画の範囲

本計画の範囲は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物とします。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から排出される家庭系ごみと事業活動によって排出される事業系ごみがあります。また、し尿と浄化槽汚泥も含まれます。

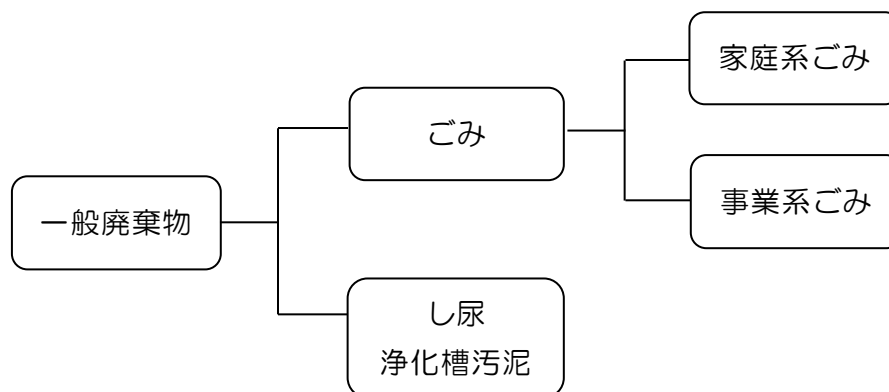


図 一般廃棄物処理基本計画の範囲

## 4 計画目標年次

本計画の期間は平成28年度から平成32年度までとし、目標年度は平成32年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行なうこととします。

## 第2章 米子市の概況

### 第1節 米子市の概況

#### 1 人口の動向

国勢調査によると、本市の総人口は、1920年から1985年にかけて一貫して増加し、1985年からの30年間は14万人以上を維持しています。1990年調査以降は人口増加が続いていましたが、2010年調査では微減となりました。

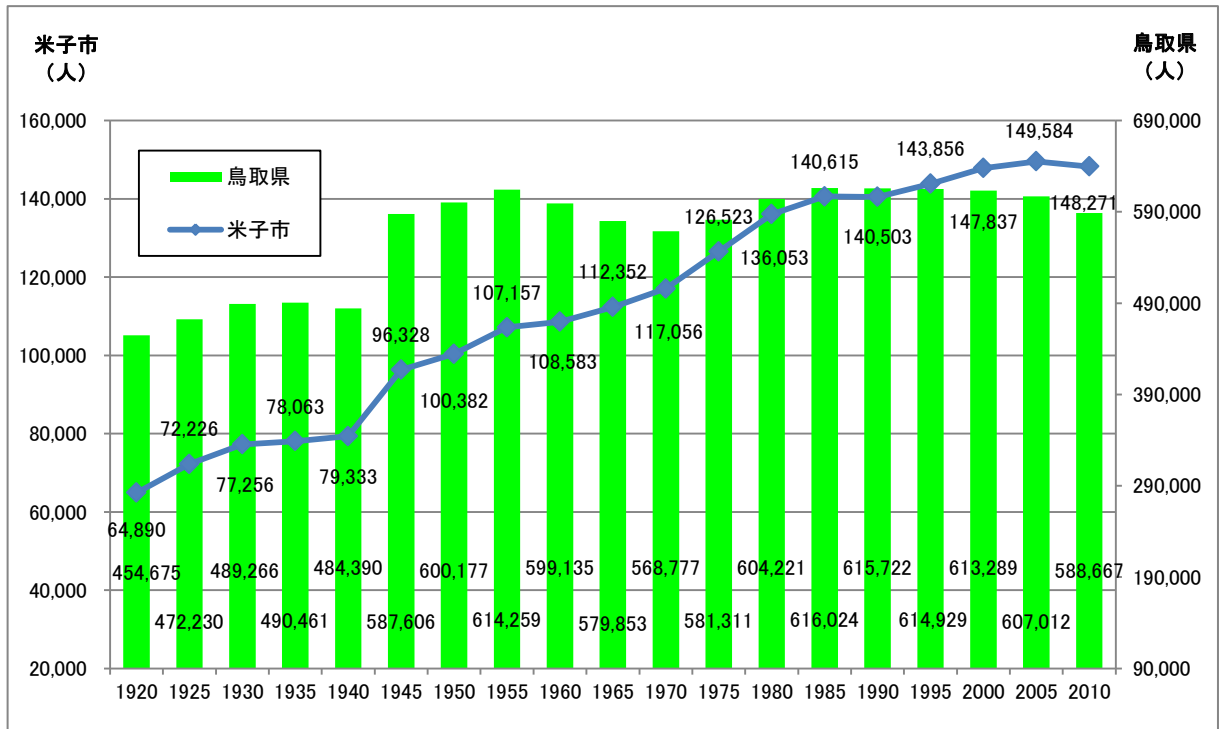


図 鳥取県と米子市の人口推移

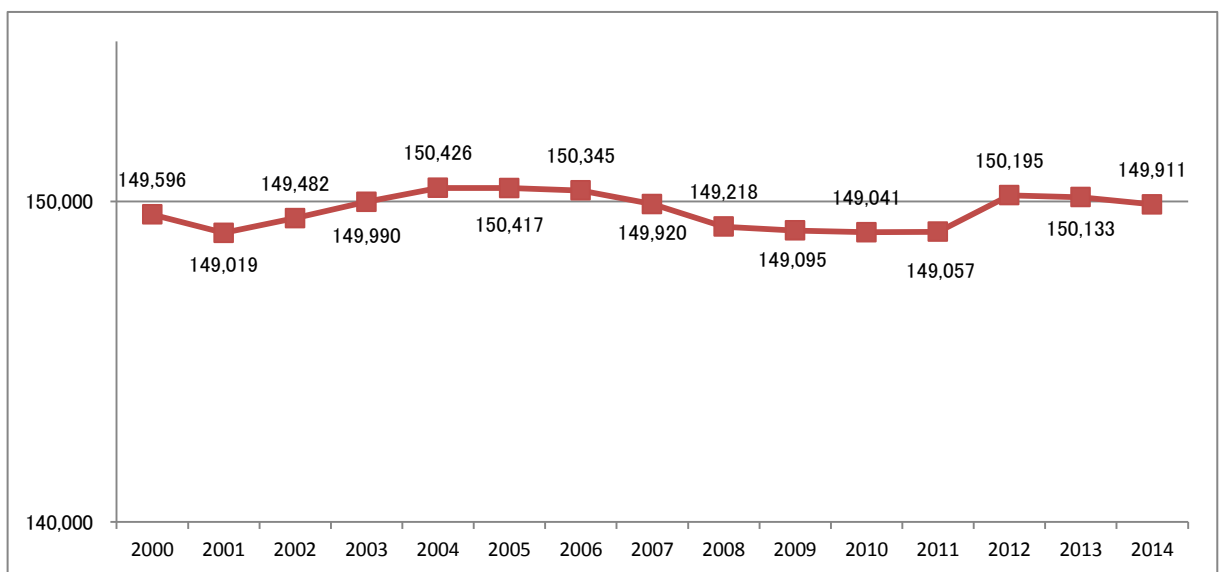


図 (参考) 米子市の住基人口の推移

## 2 産業の動向

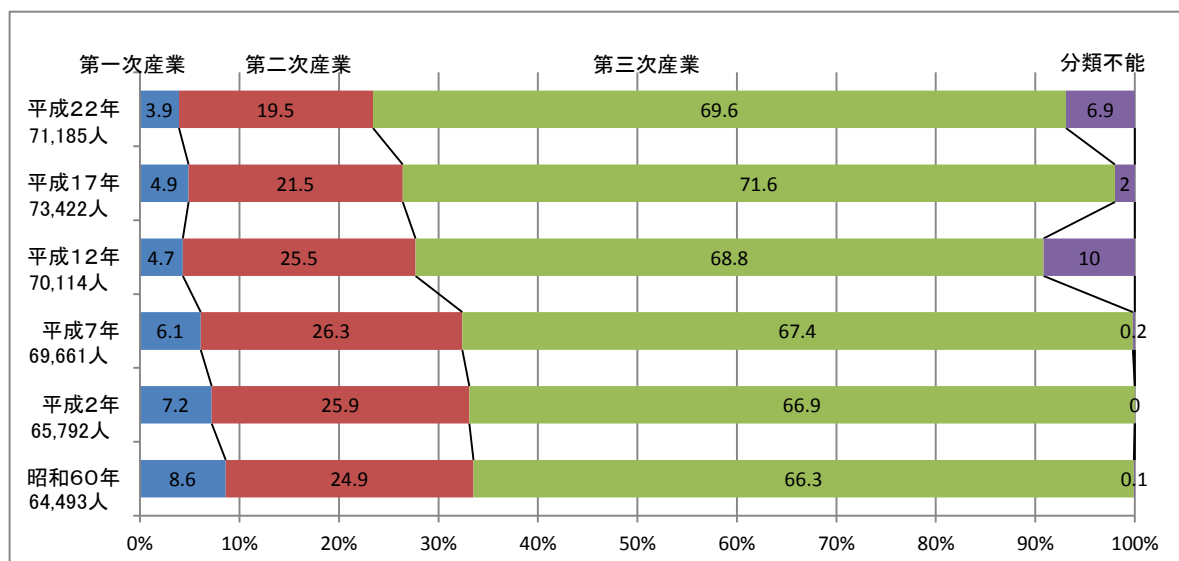
国勢調査によると、本市の産業別就業者数は、第三次産業が全体の 69.6%を占めており、第一次産業と第二次産業は減少傾向にあります。

また、経済センサス基礎調査によると、全産業（公務を除く）に占める第三次産業の事業所数は 86.0%になっており、従業者数は 82.2%になっています。

表 産業別就業者数（15歳以上）  
（10月1日現在、単位：人）

産業分類	平成22年
第一次産業	2,804
農業	2,633
林業	49
漁業	122
第二次産業	13,892
鉱業	11
建設業	5,296
製造業	8,585
第三次産業	49,548
電気・ガス・熱供給・水道	357
情報通信業	781
運輸業	3,739
卸売・小売業	12,454
金融・保険業	1,797
不動産業	1,017
学術研究・専門・技術サービス業	1,739
飲食店・宿泊業	4,697
生活関連サービス業・娯楽業	2,654
医療、福祉	9,447
教育、学習支援業	3,586
複合サービス業	489
サービス業（他に分類されないもの）	3,733
公務（他に分類されないもの）	3,058
分類不能	4,941
総数	71,185

※出典：国勢調査



※出典：国勢調査

図 就業者の産業別構成

表 事業所の状況（平成21年度）

	事業所数	従業者数
全産業	7,681	76,079
全産業（公務を除く）	7,620	73,634
農業，林業	21	245
漁業	2	37
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-
建設業	680	5,617
製造業	363	7,208
電気・ガス・熱供給・水道業	13	432
情報通信業	77	1,018
運輸業，郵便業	145	5,517
卸売業，小売業	2,150	15,919
金融業，保険業	193	2,409
不動産業，物品賃貸業	396	1,403
学術研究，専門・技術サービス業	330	1,882
宿泊業，飲食サービス業	1,109	7,703
生活関連サービス業，娯楽業	770	3,368
教育，学習支援業	284	4,265
医療，福祉	554	11,090
複合サービス事業	57	581
サービス業（他に分類されないもの）	476	4,940
公務	61	2,445

※出典：経済センサス基礎調査



## 第2節 第3次米子市総合計画

### 1 まちづくりの基本的視点（まちづくりの理念）

まちづくりの課題を一つひとつ解決していくため、各種事業や施策を実施するうえで常に念頭に置くべき、まちづくりの基本となる視点（考え方）として、次の4つを掲げます。

#### （1）市民が主体となったまちづくりを進めます

平成 24（2012）年に施行した「米子市民自治基本条例」は、本市のまちづくりの理念を定めた条例です。条例では、まちづくりの主体である市民が、市民同士、また行政や議員とともに役割と責任を分担し、手を携えてよりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めています。この条例の理念に基づき、今後も変わり続ける社会において、しっかりと将来を見据え、一人ひとりが主体となったまちづくりを進めることをめざします。

#### （2）市の魅力を磨き、地域の力をいかすまちづくりを進めます

厳しい社会情勢のなかで、さらに住みやすく、質の高い生活を実現するためには、市の特性をいかしたまちづくりが必要です。市の価値を高め、市民のみなさんがふるさとに対する誇りと愛着をもち、人や企業を引きつける魅力あふれるまちを創造するため、地域の歴史や文化、景観や自然環境、産業、人材などの貴重な地域資源や充実した医療などの地域特性をいかしたまちづくりを進めることをめざします。

#### （3）<sup>あした</sup>未来に向かって、持続可能なまちづくりを進めます

私たちのまち米子を守り育ててきた先人たちの営みに感謝しながら、この素晴らしいまちを、子や孫の世代に引き継いでいく必要があります。厳しい財政状況のもとで、まちづくりを推進していくためには、行政需要に見合った財源の確保を図るとともに、限られた財源と人員を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げることが求められます。さらなる歳入の確保や、選択と集中による効率的な行財政運営、組織体制の構築、職員の政策形成能力の向上などを図り、未来にむかって、持続可能なまちづくりを進めることをめざします。

#### （4）広域的な視点に立ったまちづくりを進めます

本市は、鳥取県西部圏域の中核市であり、中海・宍道湖・大山圏域の中心的な役割を担う都市です。これらの圏域自治体とは従来から密接な連携を図り、広域的な行政課題の解決や圏域の一体的な発展に努めてきましたが、今後も続く人口減少や厳しい財政状況を踏まえると、連携・協力関係による市民サービス向上や、本市の魅力高め、地域社会の活性化を図る取組が重要になってきます。圏域自治体との連携・協力関係を発展させ、広域的な視点に立ったまちづくりを進めることをめざします。

## 2 市の将来像

社会情勢やまちづくりの課題、まちづくりの基本的視点などを総合的に勘案し、本市が、10年後にめざすべき姿として、市の将来像を掲げます。

### 生活充実都市・米子

前計画で掲げた市の将来像「生活充実都市・米子」を発展的に継承します。

市民が主体となったまちづくりを進めることを基調に、地域経済の活性化や子育て支援・高齢者福祉等の充実、教育文化の振興、安心・安全で快適で住みよい環境整備など、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うことによって、市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら、働く場があって希望と誇りをもって充実した生活を送ることのできる「生活充実都市・米子」を、さらにステップアップすることをめざします。

## 3 まちづくりの目標と基本方向

まちづくりの目標と基本方向について、ごみ処理及び生活排水処理に係る部分を抜粋すると以下のとおりです。

『ふるさと』がいきいきく人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり>

安心・安全で快適で住みよい環境整備を図るなど、住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまちをめざします。

【まちづくりの基本方向】

### 環境共生・資源循環型の地域社会づくり

多様化する環境問題に対応するため、環境共生型社会の実現にむけて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら密接な連携のもとに取り組めるよう、環境保全対策、新エネルギーの普及促進などの施策を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化によるごみの減量化を推進し、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。